ロ　当該要耐震改修住宅の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。ロ、第二十二項及び第二十三項において同じ。）に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）別記第五号様式に規定する認定申請書又は第二十二項に規定する書類の写し、第二十三項に規定する書類、請負契約書の写し、補助金等の額を証する書類、住宅取得等資金の額を証する書類の写しその他の書類で次に掲げる事項を明らかにする書類

(1)　当該要耐震改修住宅の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の耐震改修を行うことにつき法第四十一条第二十四項に規定する申請その他財務省令で定める手続をしたこと。

(2)　当該要耐震改修住宅をその者の居住の用に供する日までに耐震改修により当該要耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなつたこと。

(3)　当該耐震改修をした年月日

(4)　当該耐震改修に要した施行令第二十六条第五項に規定する費用の額

ハ　当該要耐震改修住宅の取得の対価に係る債務が法第四十一条第一項第三号に規定する債務の承継に関する契約に基づく債務である場合には、当該債務の承継に関する契約に係る契約書の写し

ニ　その者の住民票の写し

第十八条の二十一第十項中「又は同条第十項」を「（前項第四号に規定する要耐震改修住宅を除く。）、同条第十項」に改め、「認定住宅」の下に「又は同号に規定する要耐震改修住宅」を加え、「又は同条第二項第一号」を削り、「又は第三号イ」を「、第三号イ又は第四号イ」に改め、同条第十三項第二号中「第二項」を「第三項」に改め、同条に次の三項を加える。

22　法第四十一条第二十四項に規定する財務省令で定める手続は、同項に規定する要耐震改修住宅の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の耐震改修を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。

23　法第四十一条第二十四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により同項に規定する要耐震改修住宅がその者の居住の用に供する日までに耐震改修（法第四十一条の十九の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。）により耐震基準に適合することとなつたことにつき証明がされたときとする。

24　施行令第二十六条第二十九項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき、第二項第一号に規定する登記事項証明書により証明がされたものとする。

第十八条の二十三の二第十項中「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十五項」に改める。

第十九条の二を次のように改める。

（給付金が給付される者の範囲等）

第十九条の二　法第四十一条の八第一項に規定する住民基本台帳に記録されている者に準ずる者として財務省令で定める者は、基準日（施行令第二十六条の八に規定する日をいう。以下この項及び次項において同じ。）以前に住民基本台帳法第八条の規定により住民票の消除がされた者で、基準日において国内に居所を有しているもの（基準日においていずれの市町村又は特別区の住民基本台帳にも記録されていない者に限る。）のうち、基準日後に同法に基づき住民基本台帳に記録された者とする。

2　法第四十一条の八第一項に規定する扶養親族とされている者その他の財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十六年度分の市町村民税（法第四十一条の八第一項に規定する市町村民税をいう。以下この号において同じ。）が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の地方税法の規定による扶養親族、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、青色事業専従者又は事業専従者とされている者（基準日において、児童福祉法の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所している者、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第九条第二項の規定による措置が採られて同項に規定する障害者支援施設等に入所している者その他これらに類する者を除く。）

二　基準日において次のいずれかに該当する者

イ　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（基準日において保護（同法第二条に規定する保護をいう。イにおいて同じ。）が停止されていた者及び基準日の翌日から平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この号において「特定期間」という。）内に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）

ロ　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条の規定による支援給付（ロにおいて「支援給付」という。）を受けている者（基準日において支援給付が停止されていた者及び特定期間内に支援給付が廃止され、又は停止された者を除く。）

ハ　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）第七条第三項の規定による援護加算（ハにおいて「緩護加算」という。）を受けている者（基準日において援護加算が停止されていた者及び特定期間内に援護加算が廃止され、又は停止された者を除く。）

ニ　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十九条の規定による援護（ニにおいて「援護」という。）を受けている者（基準日において援護が停止されていた者及び特定期間内に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

3　法第四十一条の八第一項に規定する財務省令で定めるものは、平成二十五年度の一般会計補正予算（第1号）における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金とする。

4　法第四十一条の八第二項に規定する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項の給付（以下この項及び次項において「児童手当等」という。）の支給を受ける者その他の財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十六年一月分の児童手当等の支給を受ける者（児童手当法第四条第一項第四号に係るもの（次号において「施設等受給者」という。）を除く。以下この号及び次項第一号において「一月分受給者」という。）（一月分受給者が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める者）

イ　法第四十一条の八第二項に規定する給付金の給付が決定される日（次号イ及び次項第二号イにおいて「給付決定日」という。）以前に死亡した場合　当該一月分受給者が支給を受ける平成二十六年一月分の児童手当等の支給の対象となつた児童（ロにおいて「対象児童」という。）に係る当該一月分受給者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当等の支給を受ける者その他これに準ずる者

ロ　その者からの暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であつて、対象児童を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合　当該配偶者

二　平成二十六年一月一日に出生し、又は同日に国外から住民基本台帳法第二十二条第一項に規定する転入（次号ロにおいて「転入」という。）をしたことにより同法に基づき住民基本台帳に記録された者を対象として、同年二月分の児童手当等の支給を受ける者（施設等受給者を除く。以下この号及び次項第一号において「二月分受給者」という。）（二月分受給者が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める者）

イ　給付決定日以前に死亡した場合　当該二月分受給者が支給を受ける平成二十六年二月分の児童手当等の支給の対象となつた児童（ロにおいて「対象児童」という。）に係る当該二月分受給者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当等の支給を受ける者その他これに準ずる者

ロ　その者から暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であつて、対象児童を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合　当該配偶者